

## ヘルパーステーションとよの料金表

(2023年4月現在)

※利用者が支払う基本料金は厚生労働大臣の定める介護給付費の1割～3割の額とします。

※この表の基本料金は、1ヵ月分のサービス利用の合計単位数に地域区分7級地の10.21円を掛け合計金額とし、その1割を算出し利用者負担とします。そのため合計金額では1日分の料金計算と若干の誤差が生じることがあります。

※介護保険2割負担の方はこの表のⅠ、Ⅱに示す額の2倍の負担額となります。3割負担の方はこの表のⅠ、Ⅱに示す額の3倍の負担額となります。

## Ⅰ. 訪問介護費（要介護1～5）

## (1) 基本料金

所要時間	自己負担 1割の金額
20分未満	約188円
20分以上 30分未満	約281円
30分以上 60分未満	約446円
60分以上 90分未満	約650円
引き続き30分 増すごと	約94円

所要時間	自己負担 1割の金額
20分以上 45分未満	約206円
45分以上	約253円

※処遇改善加算は{月ごとの介護報酬総単位数}×13.7%で計算(小数点以下四捨五入)します。

※基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)帯は上記料金の25%増し、深夜(午後10時～午前6時)帯は同50%増しとなります。

※同時に2人で訪問介護をした場合は、上記金額(単位)の200%の料金となります。

(やむをえない事情で、利用者の同意を得られた場合に限り。引継ぎや実習の場合は除く)

## (2) 加算料金等

1. 特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の10%
2. 初回加算 204円/月
3. 緊急時訪問介護加算 102円/回
4. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 上記の(1)および(2)の1から2までで算定した合計額×0.137
5. 介護職員等ベースアップ等支援加算 上記の(1)および(2)の1から2までで

算定した合計額×0.024

6. 認知症専門ケア加算（Ⅰ）3円/日 認知症専門ケア加算（Ⅱ）4円/日  
（厚生労働大臣が定める基準に適合している場合）

## Ⅱ. 介護予防訪問介護相当サービスの利用料

（要支援1・2、事業対象者 1ヶ月あたり）

### （1）基本料金

	自己負担 1割の金額
週1回程度の利用が必要な場合 予防訪問介護Ⅰ	約 1,201 円
週2回程度の利用が必要な場合 予防訪問介護Ⅱ	約 2,398 円
週2回を超える訪問が必要な場合 予防訪問介護Ⅲ	約 3,805 円

### （2）加算料金等

1. 初回加算 204円/月
2. 緊急時訪問介護加算 102円/回
3. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）上記の（1）および（2）の1からまでで算定した合計額×0.137
4. 介護職員等ベースアップ等支援加算 上記の（1）および（2）の1から2までで算定した合計額×0.024

## Ⅲ. その他の料金等

### （1）通常の事業の実施地域を越えて行なう事業に要した交通費について

- 10km未満（片道）無料
- 10km以上（片道）500円

### （2）キャンセル料

利用者がサービス実施の24時間前に通知することなく、サービス中止を申し出した場合は基本料金の1割を請求させていただきます。ただし、サービス利用直前に利用者に入院等のやむを得ない事情がある場合、キャンセル料は請求しません。

### （3）介護保険外のサービスの利用料金

- ・介護保険の対象外のサービスを利用した場合 1時間あたり 2,000円

### （4）介護に必要な物品を提供した場合

- ・介護に必要な物品を利用者が準備できなかった場合はその実費を請求いたします。

以上